

覚

- 一、御領分ニ通用之銀札、当霜月朔日より広嶋草屋町札場
- 二、三原屋清三郎・三原屋小十郎・伊与屋吉左衛門替出候間、金銀銭勝手次第為レ持遣し、望之札ニ引替通用可レ有レ之事

但シ、御領分一圓之札遣ひニ候故、此後金銀之取遣りハ相止候筋ニ候得共、当分ハ銀札難行渡り一可レ有レ之候ニ付、其内者金銀ニ^ニ、札にても、有合ニ随ひ通用不レ苦候、然共、手間ニ及候儀も無レ之候處、態止金銀を好ミ取遣仕候筋^者決^而有レ之間敷事

- 一、札ハ式分・三分・五分・壹匁・五匁之五品有レ之候、尤式分以下ハ錢遣候事
- 一、札替候儀、銀子百目ニ付、札百壹匁相渡シ候事、但シ、金子^并錢^者、其日之相場を以、銀に直し、札相渡シ候事、應シ、無^レ滞替渡候、其節^者、札百式匁ニ付、銀百目相渡候事、

- 一、上納其外包札入用之節^者、別紙^②之通判賃其添、札場へ遣シ候ハ、式百目包迄好之通、包可^レ相渡^一事、但、包札取遣いたし候節^者、包之上白紙之所に渡し方之名印月日を細筆書付候^而取遣可^レ有^レ之候、書付之致し候處無^レ之様ニ成候分ハ、札場へ遣し候得^者、包賃ニ及ハず、引替相渡候、若包紙損し候歟、或ハ包之員数を替候時ハ、定り包賃出候事

戌（享保十五年）
 十月

(1) 包札：規定の方式に従って包封された紙幣。金貨・銀貨を包封したものは包金銀と言う。一般の使用には包封の必要はなかったが、幕府や藩への上納金などの際には、規定の包封によって府庫・藩庫に納めることになっていた。包封には、金銀高と上納者の姓名・印・日付などを記した。

(2) 「別紙之通」：左の通り。

札包賃之定	
一、壹匁以下より三拾目迄	壹分
一、三拾目壹分より六拾目迄	壹分五厘
一、六拾目壹分より百目迄	貳分
一、百目壹分より百三拾目迄	三分
一、百三拾目壹分より百六拾目迄	三分五厘
一、百六拾目壹分より貳百目迄	四分